

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋加熱蒸気凝縮水移送戻り配管ドレン弁において、弁ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付け	D	
2	1号機	タービン建屋1階計装用空気系配管において、弁ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドルを取付け	D	
3	2号機	タービン補機冷却水系熱交換器の水室内亜鉛板重量測定時、工具センタよりバネ秤を借用し、返却を行ったところ、バネ秤のフックに紛失が認められたため、対応検討	D	
4	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH3-10）圧縮機吐出圧力指示計の点検時、指示不良（指針固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	3号機	廃液脱塩器出口切替弁の点検時、弁体シート面に割れが認められたため、当該弁体を修理	D	
6	3号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）の過流探傷検査時、チューブに不入管（7本）が認められたため、当該チューブを交換	D	
7	3号機	廃棄物処理系制御室換気空調系給気ファン（HVA3-3）フィルタにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
8	4号機	所内ボイラ（B）号缶出口ガスドラフト圧力の空気式変換器の点検校正時、校正前出力に精度外が認められたため、当該変換器を点検・修理	D	
9	4号機	所内ボイラ（A）号缶ドラム圧力計の点検時、指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
10	4号機	所内ボイラ保管用窒素ガスポンベ圧力指示計の点検時、指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	4号機	主復水器細管洗浄装置（F）ボール回収器回収弁において、開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	タービン建屋ユニットヒータ戻り蒸気ドレントラップ弁の点検時、バイメタルに減肉が認められたため、当該部を交換	D	
13	4号機	所内ボイラ軽油ポンプ試運転時、吐出圧力計の指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
14	5号機	原子炉隔離時冷却系室換気空調系局所空調機（HVH5-1）の電動機点検時、ブリーキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	
15	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧止め弁シートドレン水位調節弁の動作確認時、電磁弁エキゾーストよりエアリーク等が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	高圧注水系室換気空調系局所空調機（HVH5-2）の電動機点検時、ブリーキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	蒸気式空気抽出器入口蒸気管圧力制御弁の動作確認時、駆動部よりエアリークが認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高圧圧縮設備表面線量率計ハンドリング装置において、モータブレーキに動作不良（固着）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	集中環境施設	洗濯廃液系温水タンク加熱蒸気圧力調整弁点検時において、温水タンク過熱蒸気入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	その他	キャスク保管建屋計装用圧縮空気系除湿装置プレフィルタにおいて、エアトラップ出口側よりエアリークが認められたため、当該トラップを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで